

令和2年度 第8回 横浜市環境影響評価審査会 会議録	
日 時	令和2年9月15日（火）13時30分～16時3分
開催場所	横浜市役所18階 みなと1・2・3会議室
出席委員	奥委員（会長）、木下委員、片谷委員、岡部委員、田中稲子委員、田中伸治委員、中村委員、藤井委員、堀江委員、宮澤委員、横田委員
欠席委員	菊本委員（副会長）、五嶋委員、押田委員
開催形態	公開（傍聴者 3人）
議 題	1 みなとみらい21中央地区53街区開発事業 第2分類事業判定届出書について 2 横浜市環境配慮指針の一部改定について
決定事項	令和2年度第7回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。
議事	1 令和2年度第7回横浜市環境影響評価審査会会議録確定 特に意見なし
2 議題	(1) みなとみらい21中央地区53街区開発事業 第2分類事業判定届出書について ア 第2分類事業に係る判定手続について事務局が説明した。 イ 質疑 特になし ウ 第2分類事業判定届出書 添付資料について事業者が説明した。 エ 質疑 【奥 会 長】 御説明ありがとうございました。ただ今の御説明について、委員の方から御質問、御指摘ありましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。挙手をしていただければ、指名をさせていただきます。どなたか、ございますか。どうでしょうか。お考えになっていらっしゃる間に、それでは、まず私から伺ってもよろしいでしょうか。 風害についてなんですけれども、風環境についてですね、先ほどの御説明ですと、（スライド番号46の）（地点No.）95と（地点No.）104の違いについては、建物の建設後がランク3になるところ、植栽によって、防風植栽によって改善されると、そういう御説明でしたが、建物の建設後、同様に（地点No.）76の地点につきましても、ランク3になりますけれども、こちらの76の地点については、特に何も対策をお考えならないという、その理由を聞かせただけだと思います。お願いします。 【事 業 者】 測定点のですね、最初の対策をした方の点に関しましては、ランク元々が1だったものが3になるという、ランクが2段階上がっているところに対して対策を行っています。それがちょっと前提で、76番に関しましては、この幅員の広いですね、道路を挟んでいる地域でして、道路の反対側に位置しているということで、いくつかですね、対策を検討したのですが、この防風対策というものを行ってですね、このランクというものが、2に戻るということが、なかなか難しいような状況でしたので、ポイントとしては、ランクが2ランク上がったところに注力して、防風対策ってものを行っております。 【奥 会 長】 はい、分かりました。よく分かりました。ありがとうございます。

それでは、田中伸治委員。手を挙げてらっしゃったので、お願いします。

【田中伸治委員】 御質問なんですけれども、教育機関ということで、周辺に保育園とか小学校があるという御説明があったんですけども、小学校の通学路っていうのは、この地区ではどのようになっているか、教えていただけますでしょうか。

【奥会長】 はい、把握していらっしゃいますでしょうか。

【事業者】 スライド（番号9）に地図を示しましたが、みなとみらい本町小学校はこの辺り、マウスで見えますかね、この辺りにあります。こちらに向かって行く通学路は、こちらの方から（東側から）すずかけ通りの計画区域側を通過して、みなとみらい大通りを渡って、それから小学校の方へ行くという通学路になっております。

【田中伸治委員】 はい、そうしますと、関係車両の走行ルートが、御説明があったんですけども、それと通学路は重なるということでしょうか。

【事業者】 はい、こちら（スライド番号23）が、先ほど御説明した関係車両の走行ルートになります。通学路はこちら側を、歩道を通ることになりますので、この辺り、交差点のところですね、通学路と車両ルートが重なるところがあります。

【田中伸治委員】 そうですか。この敷地と出入りするところが3箇所あるんですけども、ここの部分も通学路と重なるというか、交差するのでしょうかね。

【事業者】 はい、今、そのような計画になっております。

【田中伸治委員】 あと、工事中の車両の出入りなんかは、いかがでしょうか。

【事業者】 工事用車両につきましても、（スライド番号23を用いて）みなとみらい大通りとすずかけ通りですので、この西側の面と、すずかけ通りのこの南側の面、こちらから車両が出入りする計画となっております。

【田中伸治委員】 そうですか。そうしますと、通学路と交差するポイントが、いくつかあるということのようなんですけれども、できるだけ交錯するポイントが少ない方が、安全上は望ましいと思うんですけども、これらのこの今この図（スライド番号23）では3箇所出入口があるんですが、この数については、これより少なくすることが出来ないのかどうかとか、そのあたりいかがでしょうか。

【事業者】 供用時の出入口につきましても、中の駐車場の計画も合わせて計画しているところでして、今現在この3箇所ということになっております。当然、通学路になっているということは、事業者としても把握しておりますので、これについては、何らかの配慮は必要ということは、認識しておるところです。

工事用車両につきましても、通学路と平行したりですね、出入りの際に交錯する部分がありますので、そちらについては、みなとみらい本町小学校さんと連絡と言いますか、コンタクトを取ってですね、既に話を進めているところでして、配慮していくということは、検討しているところになっております。

【田中伸治委員】 はい、分かりました。その点は、十分に配慮していただきたいと思えます。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。配慮していくというのは、具体的には警備員を配置するとか、そういった人の目で、しっかりと安全を確認

するという、そういう意味合いでしょうか。

【事業者】 そういったことも検討しておりますし、車両の走行ルート自体もですね、判定届出書添付資料の 17 ページに少しだけ書かせていただいているのですが、17 ページの片かっこ 2 番の 5 番目のところにコメントしております。この交差点での歩行者の巻き込みなどの危険について認識しておりますので、それがなるべくないように、この交差点で右左折しないですね、直進するような走行ルートを、なるべくとるようなことを検討しております。

【奥会長】 はい、分かりました。田中委員、よろしいですか。

【田中伸治委員】 はい、分かりました。結構です。

【奥会長】 他の委員の方、いかがでしょうか。

はい、藤井委員、お願いします。

【藤井委員】 スライド 21 なんですけれども、EAST 棟の屋上ですね、屋上はこれは何か共用利用みたいなものがされるんでしょうか、もし屋上緑化みたいなものが検討できるのであれば、それも検討していただけないかと思ったんですけど、そのあたりもし何か考えがあれば、ちょっと教えていただければと思います。

【事業者】 向かって右側ですね、EAST 棟の屋上については、現時点でちょっと屋上の利用は想定がなく、設備の機器の置場と、メンテナンス用のゴンドラのための計画にしておりますので、現時点では屋上緑化の計画も併せて行っていないという状況になります。

【藤井委員】 特に今後も屋上緑化ということは、考えられないということですか。

【事業者】 今後については、テナントビルですので要望があった時点で検討の可能性はあると思いますが、現時点では利用者側及び行政側からも要望がありませんので、検討はしてない状況になります。

【藤井委員】 はい、分かりました。

【奥会長】 よろしいですか。他はいかがでしょうか。他の委員の方、特に御意見など、ございませんか。確認されたい点など、ありませんでしょうか。よろしいですか。

最初の方のスライドだったかと思いますが、計画地とその周辺の開発状況の図があったかと思いますが（スライド番号 5）。こちらをちょっと出していただいてもらっても、よろしいでしょうか。計画地が赤い太線で囲んでありますけれども、その周辺で青色と言いますか、紫があったところが、今工事中のところですね。この工事中のところと、計画区域での工事の期間というのは、重なってくる部分があるということになりますでしょうか。

【事業者】 はい、その予定です。

【奥会長】 計画地周辺、先ほどの小学校もそうですけれども、保育園等も数多く周辺に存在してしまっていて、小さい子を連れた方達がたくさん行き来するエリアだと思います。特定の時間帯においては、特にですね。そういう意味で、他の工事施工区域の事業者の方達と十分に情報共有を図って頂いて、特に工事車両による安全確保ですね、そこについての御検討をしていただく必要があるかなと思いますが、その辺については、いかがでしょうか。

【事業者】 他の事業者の方々との具体的な調整ということについて、どこまで本

事業で反映できるかというところがございますが、みなとみらい大通りを挟んだところの現場がですね、今回施工している物件、我々大林組が施工している案件でもありますので、調整できるところは調整をしていきたいと思えます。加えてですね、そういった調整ができるところ以外にもですね、特定の時間、特に通学系とかの時間帯にはですね、児童の登下校に十分注意するよう、その交通の誘導員の配置ですとか、先ほど御説明もありました車両ルートの検討とか構築について、考えていきたいというふうに考えております。

【奥会長】 是非、エリア全体での交通量の増加ですね、工事用車両の増加、それによる安全に対する影響というのが懸念される場所ですので、周辺で行われている工事の状況もしっかりと把握していただいて、他の事業者との共有を図りながら、対策をとっていただきたいというふうに思えます。これは、要望でございます。

他は、いかがでしょうか。他の委員の方、よろしいですか。

どうぞ、片谷委員。

【片谷委員】 今、会長の御発言にあったことと重なるところがありますが、もし私が聞き漏らしたのであれば申し訳ないんですが、この事業に伴うその工事用車両の交通量と、それから供用された後の出入りする交通量の見通しというのは、正確な交通量予測まではされてないと思うんですが、おそらく事業者さんとしては、おおよそこの位というレベルでは、想定されていると思うんですね。だいたい現況交通量に対して、どの位の上積みになるというような推測を、推計されているのか、もし教えていただければ幸いです。

【奥会長】 はい、お願いいたします。

【事業者】 工事用車両につきましては、ピーク車両台数はですね、ダンプ車だったり生コン車などの台数が、日台数で約400台ぐらいが最大となるような想定をしております（添付資料第16頁）。

それから、供用時の車両の台数につきましては、ピーク時間帯におきまして、発生集中交通量、約250台というふうに考えております（添付資料第資-8頁 資料表2-2）。

【片谷委員】 現況のこの周辺の主要道路の交通量に比べると、どれ位ですか。1桁以上は少ない（？）。

【事業者】 そうですね、はい。

【片谷委員】 そういう感じですか。2桁まではいかないレベルですね。

【事業者】 みなとみらい大通りにつきましては、2桁の差はあったかと思いません。

【片谷委員】 2桁ぐらいの差があると。

【事業者】 はい。

【片谷委員】 分かりました。おおよそのレベルが分かれば、想像がつかますので、それで結構です。ありがとうございました。

【奥会長】 大丈夫ですか、それで。

他の委員の方はいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、特に手を挙げていらっしゃる方がいらっしゃらないようですので、事業者の皆様、御説明どうもありがとうございました。

それでは、御退席をお願いいたします。

オ 審議

【奥 会 長】 では、審議に入ってまいります。御意見がございましたら、お願いしたいと思います。いかかでしょうか。

事業者とのやりとの中で、御指摘いただいた点プラス…、田中稲子委員、どうぞよろしく申し上げます。

【田中稲子委員】 事業者が（回答すること）ということではないですが、みなとみらい本町小学校は当初 10 年期限付きということで開校していたと思いますが、実際はどの程度、継続する予定かというのをちょっとお伺いしておきたいです。この地域は、開発が続いていて、ずっと工事騒音の中で子供達が通学しているという環境が続いてしまっています。学校の存続と子供達の成育環境が、いつまでこの状態で続くのかがちょっと気になっているので、教えていただけるとありがたいです。

【事 務 局】 私達も（みなとみらい）本町小学校がいつまで続くっていうのが分からないので、事業者さんの方から次回でもお答えさせていただければよろしいでしょうか。

私達も調べたいと思いますけども、事業者さんに確認していただいた方が確かかなと思いますので。多分、教育委員会さんの方にも協議していると思いますので、その辺を確認させていただければと思います。

【田中稲子委員】 ありがとうございます。この開発に限らずだと思うのですが、この開発だと（高さ約）161 mということで、かなり巨大な構造物が子供達の視界に入ってくるってことを考えると、景観上も出来るだけ子供達の視線とか、学校からの見えということも考えて、緑化をしていただくとか、少し商業地域ではなくて、成育環境にもふさわしいような外観にさせていただくとか、そういった近隣への配慮をしていただきたいと思います。コメントです。

【奥 会 長】 はい、ありがとうございます。

（みなとみらい）本町小学校だけじゃなく、保育園もいくつもこの周辺にありますけれども、今回計画されている建物に限らず、かなり高層の建物が既にあの辺り、ニョキニョキと建ってしまっているの、一事業だけでそういう配慮をすることの意義っていうのがどこまであるのかってこともあるかと思っておりますけれども、そういった御意見があったということで、お伝えいただければと思います。

他はいかがでしょうか。

これは第2分類判定届出書が出ているわけですから、この先アセスをやっていただくか、それが不要かという判断をしていかなければならないということになります。

今日は、どこまで議論をしておけばよろしいですか。事務局に、確認したいと思います。

【事 務 局】 特にそういった制限は無いんですけども、まず先ほど申し上げましたこの要件に対しまして、まず判定するにあたりまして、どうなのかといったことを御審議いただければというふうに思います。

また、今ですね、田中稲子委員から（御発言が）ありました通り、次回以降の宿題と言いますかですね、調べておくべきこと、そういったことを今日は御指摘頂ければと思います

- 【奥 会 長】 はい、分かりました。先ほど、片谷委員から御指摘いただいた、実際のその交通量がどれ位になるのか、そのデータは資料として出してもらえますか。
- 【事 務 局】 事業者の方と打ち合わせいたしまして、先ほどあの台数等自動車はおっしゃっておいりましたので、あの数字で出せるようでありましたら次回の報告事項、補足資料として、提示するように調整したいと思います。
- 【奥 会 長】 そうですね。  
口頭で大体のところ、御回答いただきましたけれども、やはり資料として出していただいた方がよろしいかと思いますが、よろしいですか。それで、片谷委員、それから田中伸治委員。御意見を伺えればと思いますが。
- 【片谷委員】 勿論、出していただけるということであれば、異論ありません。  
ただ、おそらく、まだ正確な道のりは出ていないんじゃないかと思えますので、多分概算レベルの資料が出てくることになるかと思えます。
- 【田中伸治委員】 私も、もし出していただけるのであれば、その方が良くと思います。  
また、あわせて駐車場の想定している台数とかそのあたりも、既に計画されているなら、一緒に出していただけるとよろしいかと思えます。
- 【奥 会 長】 はい、分かりました。  
事務局、駐車場の方の台数もあわせてですね、資料として、今の想定を出していただくということで、事業者の方にお伝えください。
- 【事 務 局】 はい、かしこまりました。  
駐車場台数とその関係につきましては、配慮書の時にですね、一応追加資料として、道路の方に渋滞は発生しないよってという資料は提出いただきましたので、その御報告はしたところではございますが、正確な、さらにこの正確な駐車場の台数とか検討が進んでいるかどうかという観点でよろしいでしょうか。
- 【田中伸治委員】 よろしいかと思えます。
- 【事 務 局】 はい、かしこまりました。ありがとうございます。
- 【奥 会 長】 はい、それでよろしく願いいたします。他はいかがでしょうか。  
特に追加で何か事業者に出していただく必要があるものはありませんでしょうか。
- 【片谷委員】 よろしいですか。
- 【奥 会 長】 はい、片谷委員お願いします。
- 【片谷委員】 質問みたいな話になってしまうんですけども、横浜市の第2分類事業で、仮に最初の御説明にもちょっとあったんですが、アセス手続きを必要としないという判定をする場合には、何もチェックが無くなるという仕組みなんですか。  
なぜそれを尋ねるかと言いますと、私はかつて委員をしていた山梨県にも同じような第3分類事業ってのがあったんですが、手続きを必要としないという判定をする場合にも、かなりたくさんその要配慮事項みたいなものを出して、それを事業者さんに実施していただいたことがあって、そういったことが可能なかどうか質問させていただきます。
- 【奥 会 長】 はい、分かりました。事務局、そこを御説明ください。

【事務局】 はい、ありがとうございます。まず、この審議の中でですね、今回の資料、それで足りなければこの補足資料っていうことを出させていただくと、そして御検討いただくということになります。そこでですね、答申をいただきまして、判定を頂きますが、もしですね、今委員がおっしゃられた通り、フルアセスはもう必要ないよという判定になりました場合には、配慮市長意見見解書というものを事業者が出しますので、さらにですね、そこで詳しい説明等をいただくということも、考えられるかと思えます。おっしゃられた通り、確かにうちの条例の規定上、そこでですね、フルアセスが不要になった場合には、追加の資料というところは、今は予定していないという規定になってございます。以上です。

【奥会長】 片谷委員、そのようですけども。

【片谷委員】 ありがとうございます。

先ほど、田中伸治委員が御指摘されたようなこともありますので、もし、アセスをしないという判定になる場合でも、通学生に対する配慮とか、そういうことをかなり強い意見として言えるといいなと思ったものですから、お尋ねしたということです。議事録には残りますので、それでも良いかなとは思いますが、もちろん、アセスをするという判定になった場合には、当然入ってくる配慮事項だと思えますが、念のため、お尋ねしました。ありがとうございます。

【奥会長】 ありがとうございます。

アセス不要という判断になった場合でも、答申を審査会としても出しますので、その答申の中において、是非この点については配慮されたいということで、しっかりと答申に書き込んでおくことができるかと思えます。そこで、事業者にはしっかりと認識していただくということには繋がるかなと思えますし、これまでも、事務局、みなとみらい21地区は37街区と、58街区ですね、アセス不要の判定に結果的にはなっていますが、その時も全く何の注文を付けずという形にはなっていなかったかと思えますが、どうでしょうか。

【事務局】 会長がおっしゃられるとおりでございまして、今回の審査会での審議、答申を受けまして、判定を出します。その判定の中で、附帯意見というのを付けまして、そこでこういったことを強く留意するようとか、そういったことはこれまでも、事業者側には伝えてきたところでございます。今回もそういった意味でですね、一連の、これから審議ということが次回も続くかと思えますけれども、答申の内容と審議を踏まえまして、もちろん必要に応じまして、附帯意見を書く場合には強く書くということも可能でございますので、その点もあわせて、今後御審議をいただければと思えます。

【奥会長】 よろしいでしょうか、片谷委員。

【片谷委員】 ありがとうございます。

【奥会長】 今日、御要望のありましたデータ資料を、次回出させていただいて、それも踏まえて判定に進んでいくことにしたいと思えますが、それでよろしいですか。

はい、ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

本日の審議内容につきましては、会議録案の方で御確認くださいようお願いいたします。

(2) 横浜市環境配慮指針の一部改定について

ア 改定概要等について事務局が説明した。

イ 質疑

【奥会長】 はい。有難うございました。ここまでの説明について、御質問などございますでしょうか。確認されたい点など、ございますか。大丈夫でしょうか。はい。特に手を挙げていらっしゃる方いらっしゃらないようですので…。

【事務局】 木下先生が手を挙げていらっしゃるようです。

【奥会長】 すみません。どうぞ、木下委員、お願いします。マイクを、あのミュートを外していただければ。お願いします。

【木下委員】 新しい環境問題を捉えながら、いい方向に進んで行かれることは、非常に好ましいことかと思えます。横浜は400km<sup>2</sup>以上に渡って、その都心部分とその周辺部分では、その環境の状況が相当に異なるというふうに私は理解しておりますけれども、この環境（配慮）指針を作られる場合は、そういう地域差みたいなものというのは、考慮なさっていたのか、あるいは今後考慮されるのか。その辺をちょっと教えていただけたらと思っておりますが。

【奥会長】 はい、お願いします、事務局。

【事務局】 今回（改定）は、環境に関する計画とかですね、その計画に基づいてその具体的な施策が条例等で規定されたものを対象としてやっています。今、木下委員がお話しされた地域差の考慮みたいなことは、例えば、エネルギーの関係でいいますと、みなとみらい2050プロジェクトアクションプランという地域ごとの計画などもございます。そこはそっちの方でしっかりやっていただくという形でやっていけたらと思っております。

【奥会長】 はい。

【木下委員】 よろしいでしょうか。

【奥会長】 はい、どうぞ。

【木下委員】 環境配慮指針は、色んな分野からの検討がなされるので、このアセスメントにかかる分野からの意見というのは、その分野にできるだけ視点を置いた方がいいという、そういうような趣旨ですか、今の御説明は。

【事務局】 今、例えでお話しした、みなとみらい2050プロジェクトアクションプランは、みなとみらい地域に進出する企業が、基本的にそのプランを守ってもらいたいというプランになっております。横浜市環境配慮指針の方は、地域ごとということではなくて、対象事業を計画している事業者が全体的な環境配慮について記載しております。地域ごとについては、その地域のプランがありますので、そのプランに基づいて、事業計画していただくということになるかと思えます。

【木下委員】 はい、分かりました。あと、もう1つよろしいでしょうか。

【奥会長】 はい、どうぞ。

【木下委員】 アセスメントというのは、大体元々その事業に係る事柄について、いわゆる工事中それから供用中というような形で、整理がなされてきたかと思えますけれども、この環境配慮指針では、そういうものだけに限らず、広く環境を配慮していくという事柄かと思えますけれども、今回はこの意見を述べようとした場合には、やはり、そのアセスメントに視点を



置いたようなものを述べなさいというような趣旨なのか、ちょっとこれは質問でございますが、教えていただけたらありがたいです。

【事務局】 配慮指針はですね、もちろん、配慮書作成段階とかですね、そういったところに適用させることを主眼としておりますので、そういったことを意識した御意見ということをいただきたいとは考えております。

【木下委員】 はい、分かりました。

【奥会長】 はい、よろしいでしょうか。いずれにしても、現行の環境配慮指針は、アセスの環境配慮指針ですので、事業別に環境配慮事項が記載されているものになります。今回の事務局からの、今の御説明、御提案は、全ての事業に共通する項目として、グリーンインフラですとか、脱炭素、気候変動への適応ですね、それから低炭素電気の導入、そういったことを盛り込みたいという、そういう意図だというふうに御理解いただければと思います。

ですので、事業別に整理されているけれども、全事業に共通するような事項として、こういうものを盛り込んだらどうかという話ですね。なので、最初の御質問のお答えとしては、地域別の環境配慮指針を作るといようなものではないと、そういうことでよろしいですか、事務局。

【事務局】 左様でございます。

【奥会長】 木下委員、よろしいでしょうか。

【木下委員】 はい、分かりました。

【奥会長】 はい、他はいかがですか。大丈夫でしょうか。

また、何か内容について御質問や御要望、御指摘ありましたら、いただければと思いますが、もしよろしければ、先に、今後の改定の作業についてですね、どのように改定を進めていくのか、そこについて、事務局から案を御説明いただければと思います。

ウ 部会について事務局が説明した。

エ 質疑

【奥会長】 よろしいですか。

はい、特に御質問などはございませんようですので、それでは、部会を設置するということになりますけれども、部会については、横浜市環境影響評価条例施行規則第 55 条第 1 項において、部会設置が認められております。

同規則第 2 項で、部会委員を会長が指名することができるという風になっておりまして、今こちらに画面に出していただいております。特に、御異論無いようでしたら、ただ今の事務局案で決定したいと思いますが、それでよろしいですか。

はい、皆さん、頷いてらっしゃるようですので、大丈夫ですね。

はい、ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

事務局案のとおり、決定をしたいと思っております。

オ 上杉講師の講演「環境アセスメントとグリーンインフラ」

カ 質疑

【事務局】 上杉先生、貴重なお話をありがとうございました。ここで、各委員より御質問等があれば、お伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。カメラに向かって挙手をお願いできればと思いますが。

はい、藤井委員。

【藤井委員】 すみません、今日、講演ありがとうございます。勉強になり、良かったと思います。あのバイオマスことで、ちょっとお伺いしたいんですけども、先生の方でバイオマスの推進ということで、色々説明を頂いたのですけれども、実際、横浜市の中にある資源を使うことで、どれ位の規模のものができるっていうことをイメージされているか、もしできれば教えていただきたいのですけれども。結局、その資源を得るために、横浜市外から何か持ってこなきゃいけないとか、海外から輸入しなきゃいけなくなるって言うことだと、元も子もないと思うので、基本的には横浜市の中で出た端材とか、そういうものを利用するというのが、最低条件だと思うのですけれども。それで、例えば、先程出た大井中央ふ頭の公園内でのもの（スライドNo. 39）であれば、温水であるとか、暖房であるとかっていうところまではできる、ということは教えて頂いたのですけれども、横浜市の中の資源をもし全部使ったとして、どういうものが、どれ位の規模のものができるのかっていうイメージが、もしあれば教えていただけないでしょうか。

【上杉講師】 この図で言うと、個別のものを個別にやるという考え方と、個別で出たものをどこかに集めるということで、規模感は全く違ってきます。先程の大井ふ頭だと、一つの公園の中で出たものを公園の中にあるスポーツ施設の一部であるシャワー等で使う、温水用に使っている、というのが現状なわけですけれども、ある程度集められれば、これを何に使うかという、結局、熱利用の方が効率が良いのですけれども、熱利用にするのか、発電所にするのか、供給先としてですね、そういうことを検討して、また、その横浜市の中だけで見た時にも、アセスの対象になっているものだけではなくても、おそらくもっと幅広く集めれば、より良くなる、より集められる、そういうことになりますので、何を考えるかということによって、多分変わってくると思います。

もう一つあるのは、水源林ということで、水の確保のために外部の道志村と結んでやっていると、そういうことまで入れるとですね、これは横浜市の関連施設ということなので、その中だけでも相当の規模が確保できるはずだと思います。

そういう意味で、今、バイオマスで言うとですね、外国からチップを輸入したりとか、パームオイルあるいはパームガラですね、こういうものを使った発電がどうも進んでいるのですけども、そういうものではなくて、自前の地域の中の資源を有効活用する、という発想でやれる部分があるということです。但し、規模感はですね、私は横浜市でどれ位の残材が発生するのかについてのデータを持っていませんので、どれ位の施設に可能かというところまでは、具体的に示すことはできません。

【藤井委員】 はい、ありがとうございます。結局、配慮指針の中に盛り込むことが、どういう形で盛り込むことができるのかってというのが、結構ポイントになると思うので、その辺また今後も色々教えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【事務局】 その前に、横浜市の剪定枝の関係なのですが、詳しくはちょっと分かりませんが、横浜にズーラシアという動物園がございます。その中に、公園とか街路樹から発生する剪定枝をチップ化して堆肥化する施設がございます。ちょっと量的なものは、今よく分かりませんが、バイオマス

みたいに、そのチップにして燃料にするのではなくて、チップにして堆肥にするという施設はございます。以上です。

はい、木下先生。

【木下委員】 はい、よろしいでしょうか。

【事務局】 はい、お願いします。

【木下委員】 上杉先生、本当に貴重なお話、ありがとうございます。先生おっしゃった中で、グレーインフラとグリーンインフラと、私は常日頃から、非常に気になっておりました、グリーンインフラが非常に良いもので、積極的に進めていくべきものだと思います。どうもメンテナンスですね、誰がその緑を守っていくかというところで、はたと困ってしまうケースがよく見受けられました。今後、アセスの中で、個別のアセスで考えて行く場合は、何とかなるかもしれませんが、計画アセスというものを取り込みながら、できるだけその連続性という緑の連続性、あるいは別の連続性というものを考えて行く時には、そこらあたりメンテナンスと言いますか、そういうようなものを、どこまでそのアセスの中で考えていただくか、ということは、少し最初から考えておくべき問題ではなかろうかな、というふうに考えているところでございます。よく分からないもので申し上げておりますが、そのメンテナンスのあり方というのは、重要ではなかろうかというのが私のコメントでございます。以上です。

【上杉講師】 はい、一点だけ申し上げますと、まさに、その個別の事業で見た時にはですね、もちろん事業の敷地内は、その造成した緑の管理はその事業者の人でやる訳ですけども、今まではそれは出たものは捨てる、で終わっていたわけですね、廃棄物になっていたのですけれども、視点としてみると、例えばですね、発電所で石炭を燃やすと灰が出て、これってこの灰が有害物質を含んでいるので、当然なのですけど、ちゃんと処理をして、なおかつ再利用しようという、こういうのが結構組み込まれた形になっている訳です。

グリーンインフラをもしやるのだとすると、せっかくそのグリーンインフラで実は生物多様性だけじゃなくて、生活とか温暖化とか、色んなことに関わるということを行うのであれば、ちゃんと後始末、最後までちゃんと環境に優しい形で出来るようなことも盛り込むことで、流れを作ることが非常に重要ではないかなということが、私の言いたかった趣旨ではあります。

【木下委員】 ありがとうございます。

【事務局】 はい、他にいかがでしょうか。はい、横田先生、お願いします。

【横田委員】 はい、すみません。上杉先生、改定の視点とか、新しいシステムの御提案まで、大変ありがとうございました。私自身も個別の事業に対して、グリーンインフラの統合的技術としての条件整備をしていくというのは、非常に重要な視点だな、というふうに感じております。

二つお伺いしたいのですけれども、まず配慮書の段階、事業の熟度の低い段階で、どういうスコープを持ってもらうことが大事かということをお伺いしたいと思います。自然を保全する、環境を保全する仕組みとしてのアセスとして見ると、自然の機能性を保全していただくというような環境をグリーンインフラとして見ていただくという視点がある

と思います。一方で、社会に対する効果とすると、地域課題みたいなことにスポットを当ててグリーンインフラを活用していただくということも必要かというふうに思っているのですね。そのバランスのようなものを、どういうふうにお考えかというところを一つお伺いできればと思います。

二つ目が、配慮書でこういったコンセプトとしてのグリーンインフラを載せるのは、比較的可能性の高いと言いますか、どの自治体も可能性のある話ではないかなと思うのですけれども、今後のアセス全体を見た時に、配慮書の内容というのは、ヒアリングで方法書以降の課題抽出にもなるということになりますので、もしそういう機能を持たせていく段階、方法書以降、アセス全体でどういうことを期待されるか、といった点がもしありましたらお願いしたいと思います。

【上杉講師】

はい、ありがとうございます。バランスといたしましょうか、保全を図る部分と、どうしても事業をやればですね、自然の一部を改変してしまうということが当然ある訳で、そのバランスとも通じることだと思うのですけれども、結局残さなければいけないところは残すと、その残すというのが、例えば重要種がいるから、というのが普通の考え方ですけども、実は配置みたいなことも非常にあると思いますし、その配置というのが、実はグリーンインフラに係ってくるわけですね。水の流れとうまく組み合わせて考えると、それが地域周辺の住民の方とどういう関係にあるのか、本当はそういうところまで読み解いていくといいのかなと。量の問題ももちろんありますけれども、量だけではなくて、そういう配置ですとか、質ですとか、そういうことも考えなければいけないし、ここで言っているのは、緑地やビオトープの整備と、よく行われるわけですけれども、これをまさにどの場所でどのような形でいうのを、そういうことを考えていくことがバランスを考えていく上で、重要かなというふうに思っています。

そういう意味で、この計画段階の配慮で、まずこんな具体的な事までは多分書けないというか、見えないと思うんですけども 方向性をうまく示しておけばですね、その後の方法書、それから準備書といった時に、準備書の中の具体的な形がある程度見えてくる、そういう事をこの配慮書の段階では書き込めるといいのかなと思います。

グリーンインフラに取り組むんだという姿勢を、配慮書段階で見せてもらうことが、次に段階に行った時の具体的な環境保全措置の中身に繋がってくるのだらうというふうに考えます。

【横田委員】

ありがとうございます。また部会等で情報交換させていただければと思います。

【事務局】

はい、他にいかがですか。宮澤委員、ミュートを外してください。

【宮澤委員】

失礼しました。お話、ありがとうございました、上杉先生。私、ちょっと不思議に思ったのは、これは結局、生態系サービスの保全とか、積極的な利用という所に、ベースがあるように思えるのです。この場合に、名称がグリーンインフラとこういうことになって、グリーンという主旨的な意味で多分使っているのだらうと思うのですけれども、何となくこう緑と言うか、植物なんかに限定されて解釈されないかと思っておりまして、例えばヨーロッパなどでは、このような考え方はグリーンフラと呼んでいるのでしょうか。それとも、他の名称で使っているのです

ようか。もし、分かりましたら教えてください。

【上杉講師】 ヨーロッパの場合はですね、アメリカと比べると、割とまとまりのある自然環境そのものとかを保全するっていうのを、かなりベースにある考え方だと思います。もちろん、それを繋ぐためにですね、実はその間を緑地を整備をして繋ぐというようなことも、ヨーロッパの場合は入っていると思います。それをヨーロッパの場合も、最近はグリーンインフラという言い方をちゃんとして捉えているということが言えると思いますので、そういう意味では、ここで言っていた事とそれほど変わらないものだと思います。

【宮澤委員】 ありがとうございます。そうすると、グリーンインフラとはかなり広い意味で使われていて。

【上杉講師】 そうですね。

【宮澤委員】 もっと積極的に、例えば、循環型社会の形成というの、大きくこの中に含まれている、そういうようなことになりますか。

【上杉講師】 はい、そこは循環型と言うと、ちょっと違うのかもしれませんが。ここがそういう意味でどうなのでしょう、一つの考え方なのですが、すみません、ちょっとスライドがすぐに出てきませんが、循環型社会、例えば、今環境省が言っているのは、地域循環共生型の地域づくりをしましょう、というようなことを言っています。これって、結局、色んな資源だけではなくて人の流れとかですね、例えば緑を使った様々な物質があれば全部含めて循環をし、地域の中で環境をうまく使って、さらにそれが自然の保全に繋がる、あるいは生物多様性の確保に繋がると、そういう概念だと思いますけれども、広く言うと、そういうところに繋がっているものだというふうに思います。そういう意味で、循環の話にも繋がるし、緑を活用ということもあるということ。(スライドは) ここですね、グリーンインフラ推進戦略です。まさにそういう意味でですね、単に緑、植物という意味だけではないと。その自然の持つ機能を生かして、環境と共生したような地域づくりをしましょう、という趣旨が大きな意味になってるのだと思います。

もう一つは、そこで言うハードだけではなくて、地域社会の活動を下支えするソフト、これも含みますよということ、国土交通省も言っていて、かなり広い概念で捉えていると。グリーンインフラの、このグリーンを、そういう意味で漢字の「緑」というよりは、日本語に直す時はひらがなで「みどり」と書くケースが結構あると思います。

【宮澤委員】 ありがとうございます。そういう意味では、配慮書の指針の中に積極的にこうした考え方を導入することで、個別の事業も誘導していこうと、そういう方向性を持った考え方、と考えればいいのでしょうか。

【上杉講師】 はい、そうだと思います。まさに環境配慮指針で言えば、個別事業の中の配慮事項について言うと、結構具体的なことが書いてある訳ですが、全体のところで見ると、例えば、市が色々持っている計画に沿って考えましょう、というようなことが書いてあって、実はそこと同じ並びのような発想でグリーンインフラの発想をちゃんと入れていきましようみたいなことはあり得るのだと思います。

【宮澤委員】 ありがとうございます。

【事務局】 他には、いかがですか。

他に御質問が無いようでしたら、ここで上杉先生にオンラインから御退室を頂きます。上杉先生、貴重なお時間ありがとうございました。

【上杉講師】 ありがとうございました。

【事務局】 委員の皆様、拍手をお願いいたします。  
(拍手)

先生、引き続き配慮指針の一部改定についてご協力をお願いいたします。ZOOMからご退室をされて構いません。

それでは、ここでまた奥会長に進行をお返しいたします。よろしくお願ひいたします。

【奥会長】 はい、分かりました。それでは、事務局から先程の説明にありましたように、10月1日に配慮指針一部改定に伴う部会の第1回目ですね、こちらを開催しまして、改定素案の検討を行います。その上で、10月12日に審査会の場で、改定素案に対しての意見聴取を行いたいと思っておりますので、御協力よろしくお願ひいたします。

なお、本日の審議内容につきましては、会議録(案)で御確認いただくということをお願いいたします。

では、本日予定されていた議事はすべて終了しましたので、事務局にお返しいたします。

【事務局】 本日の予定議題は、すべて終了しました。

傍聴の方は御退室をお願いいたします。

(傍聴退出)

- 資 料
- ・みなとみらい21中央地区53街区開発事業が環境に及ぼす景況について (諮問) (写し) 事務局資料
  - ・みなとみらい21中央地区53街区開発事業 計画段階配慮書手続及び第2分類事業に係る判定手続について 事務局資料
  - ・みなとみらい21中央地区53街区開発事業 第2分類事業判定届出書 事業者資料
  - ・横浜市環境配慮指針の改定のための意見聴取について (依頼) (写し) 事務局資料
  - ・横浜市環境配慮指針の一部改定 事務局資料
  - ・横浜市環境配慮指針の一部改定 (部会設置) 事務局資料
  - ・講師講演資料 (環境アセスメントとグリーンインフラ) 事務局資料